

# 中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会 ～当面講ずべき施策のとりまとめ（概要）～

## インフラの品質確保とその担い手の確保に係る施策 別紙1参照

公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」「建設業法」も一体として必要な改正を検討

⇒ インフラの品質確保とその担い手の確保を実現

※透明性、公正性、必要・十分な競争性確保に留意

品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律

入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

### 1. インフラの品質確保とその担い手確保のための入札契約制度改革

#### ○将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な担い手の確保への配慮を明確化

・維持管理の適切な実施、地域維持の担い手確保、ダンピング防止、若手技術者・技能者等の評価、調査設計の品質確保等

#### ○事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用

・技術提案競争・交渉方式（仮称）、段階選抜方式、複数年度契約、複数工種・工区等一括発注、共同受注方式等

#### ○発注者責務の明確化

・予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な工期設定、円滑な設計変更等

品確法による対応が望まれる事項

### 2. 担い手確保のための制度・施策の強化

○ 労務単価の適切な設定、低入札価格調査制度の充実強化、歩切りの根絶、標準見積書の活用 等

○ ダンピング防止を入札契約適正化の柱として位置づけ、公共工事について入札金額内訳の提出義務付けとその適切な確認

○ 技術者・技能労働者等の育成等に係る建設業者団体の自主的な取組の促進

### 3. 適正な競争性等の確保、適正な施工確保の徹底のための対策

○ 暴力団排除の徹底（許可欠格要件等の追加等）、談合防止の観点からの内訳の確認、公共工事の施工体制台帳作成義務の拡大

建設業法  
入契法の  
改正も含め検討すべき事項

## 業種区分の見直し 別紙2参照

### 1. 業種区分の見直しの方針

○ 施工管理の不備等による事故が発生している状況等に鑑み、早期に「解体工事」を新設。

○ 建設工事の内容、例示等については、施工実態や取引実態の変化等に鑑み、告示、ガイドラインを早期に改正。

### 2. 更なる検討について

○ 今後、関係方面の取組を踏まえつつ、業種区分の在り方等を引き続き議論。

## 社会保険未加入問題等への対策 別紙3参照

### 1. 総合的対策の推進

○ 平成29年度を目途に許可業者加入率100%等という目標を達成するため、行政、業界が一体となって総合的対策を推進。

### 2. 今後取り組むべき対策の方向

○ 社会保険加入徹底の取組を加速するため、1.に加え、例えば、公共工事の施工に関し未加入業者に対する指導監督を強化するとともに、公共工事において元請及び一次下請業者から未加入業者を排除することを検討すべき。

# 「インフラの品質確保とその担い手の確保」に係る制度改正と施策展開

～ 現場の人手不足、行き過ぎた価格競争、発注者のマンパワー不足、受発注者の負担増大等へ対応 ～

公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」「建設業法」についても三位一体として必要な改正を検討し、担い手の確保を実現

## インフラの品質確保とその担い手確保のための入札契約制度の改革 = 品確法改正

- 将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保への配慮を明確化
- 事業の性格や地域の特性に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用 → 行き過ぎた価格競争是正、元請から技能労働者までの持続可能性確保等  
技術提案競争・交渉方式（仮称）、受発注者の負担軽減に資する段階選抜方式や総合評価落札方式の二極化等の推進、契約の透明性を高める方式  
CM方式など発注者支援に資する方式、複数年度契約、複数工種・工区等一括発注、事業協同組合等による共同受注方式 等
- 中長期的な品質確保のための施工力・技術力の維持向上にも資するとの観点からの入札契約の各段階での評価等の見直し  
（経営事項審査や総合評価等において、若手技術者や技能労働者等の確保・育成の状況、機械保有の状況等の評価を検討）
- 適切な維持管理、点検・補修等によるインフラメンテナンス対応や災害対応等の地域維持体制の確保への配慮 ■ 工事完成後も含めた品質確保に向けた取組
- ダンピング防止 ■ 予定価格のより適正な設定を明確化 ■ 調査（点検・診断を含む）・設計業務の品質確保に向けた取組（知識、技術を有する者の能力活用等）
- 発注体制が十分でない発注者への支援強化 ■ 施工状況の評価資料等の集積、活用と発注者間での共有促進
- 債務負担行為の活用等による発注の平準化、工期の適切な設定 ■ 発注者間での連携体制の強化

等  
※透明性、公正性、必要かつ十分な競争性確保に留意

### 担い手確保のための制度・施策の強化

- ダンピング防止を入札契約適正化の柱として明確化◆
  - 入札の際に入札金額の内訳を提出（見積能力のない業者の排除・ダンピング防止）◆
  - 公共工事設計労務単価の適切な設定（H25.4大幅引上げ）
  - 低入札価格調査制度の充実・強化（H25.5低入札価格調査基準の引上げ）
  - 適正な積算基準の設定
  - 適正な工期設定や設計変更の推進
  - 歩切りの根絶や失格基準の活用等の推進
  - 技術者、技能労働者等の育成等に係る建設業者団体の自主的な取組の促進★
  - 経営事項審査や総合評価における若手技術者、登録基幹技能者等の評価を検討
  - 技術者の経験、資質向上の取組み等を反映した技術検定試験の受検資格要件の緩和を含む技術者制度の見直し（一部H26年度から）
  - 元下間での法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用
  - 新しい入札契約方式等に取り組む地方公共団体への支援を強化
- 等

### 透明性・公正性、適正な競争性の確保、適正な施工確保の徹底

- 提出された内訳書について談合防止の観点からも確認◆
- 適正取引の相談機能強化
- 予定価格等の事後公表化の推進
- 社会保険未加入業者への指導監督
- 関係部局と連携した調査の実施等による不正行為の排除徹底
- 公共工事での施工体制台帳の作成・提出義務の拡大◆
- 業種区分や建設工事の内容・例示等の見直しによる適正な施工確保★
- 許可行政庁と公共工事発注者の協力による暴力団排除の徹底◆★

等

※品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律 入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
 ※品確法の検討（法令、基本方針等）にあわせ、予算決算及び会計令や地方自治法施行令等の改正の必要性について十分検討  
 ※上記各項目は、今後の詳細な検討の結果、変更があり得る。また、◆は入契法関連、★は建設業法関連で法律改正も含め検討する事項

## 業種区分の見直しの基本的な考え方

(前提条件) 規制の強化等の影響や社会的負担の増加と比較考量しても、社会的課題の解決又は疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保に顕著な効果が見込まれること

業種区分の新設にあたっては更に

- ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること
- ・現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれること

が必要である。また、商慣行等の秩序を乱す恐れもあるため、業界内での意見調整、準備の熟度が高まっていることが必要。

## 建設業者団体等からの要望について検討

### 業種区分の見直しの方針

#### 1. 解体工事について

現在、施工管理の不備等による事故が発生している等の状況に鑑み、可能な限り早期に「解体工事」について、業種区分を新設  
(とび・土工・コンクリート工事からの分離独立)

#### 2. 建設工事の内容、例示、区分の考え方について

建設業者団体等を通じて確認された施工実態や取引実態の変化等の現状を鑑み、早期に告示、ガイドラインの一部を改正  
⇒施工実態や取引実態の変化、施工技術の進歩等を速やかに反映する必要があるため、今後も機動的に見直しを行うべき

(さらなる検討について)


＝今回のヒアリング等を通じて寄せられた意見＝

業種が全体としてアンバランスで分かりにくいのではないか。

高度な専門的技術の推進など、建設業者団体のモチベーションの向上も適正な施工を図る上で重要

本格的な維持管理更新時代を迎え、施工の適正化のための取組みを推進すべき

建設業に関する施策と他分野との連携により対応すべきものもあるのではないか。

- 
- ・今回の業種区分の見直しにあたって整理した基本的考え方のあり方も含め、業種区分のあり方を引き続き議論
  - ・建設業者団体の自主的な取組の促進、他分野との連携等について、不断に検討
- ⇒検討の熟度が高まったものから更なる業種区分の見直しなどの対応を図ることが必要。

## 1. これまでの基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②実施後5年(平成29年度)を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

## 2. 総合的対策の推進

国土交通省においては、平成29年度を目途に目標を達成するため、これまでに以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制(社会保険未加入対策推進協議会)の整備
- ②建設業法施行規則等関係法令の改正(平成24年5月公布)
  - ・建設業の許可申請書類、施工体制台帳の記載事項等への記載事項追加、経営事項審査における社会保険未加入業者への減点措置の厳格化
- ③社会保険加入状況の把握、確認・指導等
  - ・公共工事労務費調査を活用した加入状況の把握・公表
  - ・建設業担当部局における建設業許可・更新、経営事項審査、立入検査時の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報
- ④建設企業における取組の推進
  - ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の策定(これを踏まえ、元請企業が下請企業の保険加入状況を把握、加入指導)
  - ・社会保険加入促進のためのポスター・リーフレットの作成・配布等による周知・啓発
- ⑤法定福利費の確保
  - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費(事業主負担分・本人負担分)の額を公共工事の予定価格に反映
  - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用(平成25年9月から一斉に活用開始)

## 3. 今後取り組むべき対策の方向

### 現 状

- ①社会保険等への加入状況:企業別87%、労働者別58%(平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率)
- ②東日本大震災からの復旧・復興、民間建設投資の活発化、東京オリンピックの開催決定等による建設投資額の回復という好機
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

### 今後の対策の方向性

### 今こそ更に取組を加速化する必要性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

- 公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除